別に発行を許可された地方債の額	
六　臨時財政特例債償還費	
臨時財政特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度において特別に発行を許可された地方債の額	［削る］
(1)～(20)　［略］	(1)～(20)　［略］
(21)　令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	
七　財源対策債償還費	
平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	［削る］
八　減税補填債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の	［(1)～(3)　略］ ［削る］ (4)～(11)　［略］

別に発行を許可された地方債の額	
六　臨時財政特例債償還費	
臨時財政特例対策のため平成十年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	(1)　平成十年度において発行を許可された臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成十年度臨時財政特例債」という。） (2)　［同上］ (3)　［同上］
七　財源対策債償還費	
平成十年度から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)　平成十年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十年度財源対策債」という。） ア　平成十年度市場公募都道府県に係るもの イ　平成十年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの (2)～(21)　［同上］ ［新設］
八　減税補填債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減	［(1)～(3)　同上］ (4)　平成十年度減税補填債 (5)～(12)　［同上］